

# 構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成15年7月31日

内閣総理大臣 殿

大阪府知事 齊藤 房江

平成15年4月21日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

## 記

### 1. 変更事項

大阪府の構造改革特別区域「バイオメディカル・クラスター創成特区」の中の、別紙「501～503 外国人研究者受入れ促進事業」の「4. 特定事業の内容」中「【特定した機関及び中核となる施設の概要】」

### 2. 変更事項の内容

【特定した機関及び中核となる施設の概要】の「大阪大学」の箇所に、次の2施設を加える。

- ・ 先端科学技術共同研究センター
- ・ 先導的研究オープンセンター

変更前と変更後の対比については、別添のとおり。

変 更 前	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 501～503 外国人研究者受入れ促進事業 省略</p> <p>4 特定事業の内容 省略</p> <p>【特定した機関及び中核となる施設の概要】</p> <p>大阪大学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間科学研究科、人間科学部</li> <li>・医学系研究科、医学部</li> <li>・薬学研究科、薬学部</li> <li>・基礎工学研究科、基礎工学部</li> <li>・生命機能研究科</li> <li>・健康体育部</li> <li>・産業科学研究所</li> <li>・サイバーメディアセンター</li> <li>・遺伝情報実験センター</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理学研究科、理学部</li> <li>・歯学研究科、歯学部</li> <li>・工学研究科、工学部</li> <li>・国際公共政策研究科</li> <li>・情報科学研究科</li> <li>・微生物病研究所</li> <li>・蛋白質研究所</li> <li>・生物工学国際交流センター</li> </ul> <p style="text-align: right;">省略</p>
変 更 後	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 501～503 外国人研究者受入れ促進事業 省略</p> <p>4 特定事業の内容 省略</p> <p>【特定した機関及び中核となる施設の概要】</p> <p>大阪大学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間科学研究科、人間科学部</li> <li>・医学系研究科、医学部</li> <li>・薬学研究科、薬学部</li> <li>・基礎工学研究科、基礎工学部</li> <li>・生命機能研究科</li> <li>・健康体育部</li> <li>・産業科学研究所</li> <li>・サイバーメディアセンター</li> <li>・遺伝情報実験センター</li> <li>・先導的研究オープンセンター</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理学研究科、理学部</li> <li>・歯学研究科、歯学部</li> <li>・工学研究科、工学部</li> <li>・国際公共政策研究科</li> <li>・情報科学研究科</li> <li>・微生物病研究所</li> <li>・蛋白質研究所</li> <li>・生物工学国際交流センター</li> <li>・先端科学技術共同研究センター</li> </ul> <p style="text-align: right;">省略</p>